○厚生労働省告示第十三号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第三項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率は、十万分の四とする。

その他告示

○宮内庁告示第二号

令和八年二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

令和八年一月二十六日

宮内庁長官　黒田武一郎

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において、記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○中央選挙管理会告示第七号

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（令和六年中央選挙管理会告示第二十四号）の全部を次のように改正する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第八項の規定に基づき、衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次の表の上欄に掲げる衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ同表に定める基幹放送事業者及び回数とする。

衆議院名簿登載者の数	北関東選挙区		東京都選挙区	
	基幹放送事業者の名称	回数	基幹放送事業者の名称	回数
一人から九人まで	株式会社テレビ東京	一	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	一
十人から十八人まで	株式会社テレビ東京	二	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社テレビ朝日	一
十九人から二十七人まで	株式会社テレビ東京	二	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社テレビ朝日	一
二十八人以上	株式会社テレビ東京	三	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社テレビ朝日	一 三

○法務省告示第五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年一月二十六日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

杉山　正明

○法務省告示第六号

公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件（昭和三十三年法務省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、令和八年二月一日から施行する。

令和八年一月二十六日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
新潟地方法務局佐渡支局	長野地方法務局飯山支局 長野地方法務局大町支局 新潟地方法務局佐渡支局
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十六日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
長野地方法務局飯山支局 長野地方法務局木曽支局 長野地方法務局大町支局	長野地方法務局木曽支局
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年二月一日から効力を生ずる。